

教育民生委員会記録

開会年月日	令和2年10月7日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前11時1分
出席委員名	◎福井輝夫 ○吉井詩子 中村 功 上村和生
	北村 勝 野崎隆太 吉岡勝裕
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	中村 功 上村和生
担当書記	野村格也
審査案件	議案第83号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第7号） （教育民生委員会関係分）
	議案第84号 令和2年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）
	議案第85号 令和2年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第86号 伊勢市児童発達支援センター条例の制定について
	議案第87号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第89号 小中学校教育用タブレット端末の取得について
	請願第1号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願
	子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書 （案）
	令和2年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、社会教育課長、教育研究所長、 教育研究所副参事
	ほか関係参与

審査経過

福井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に中村委員、上村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る9月14日及び9月23日の本会議において審査付託を受けた「議案第83号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、教育民生委員会関係分」他5件を審査し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、請願の審査を行い、「令和2年請願第1号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については賛成多数をもって採択すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

続いて、請願については意見書の提出が求められているため、意見書案の審査を行い、「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」については賛成多数をもって決定した。

次に、「令和2年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を審査し、今年度も5件程度の所管事業について報告を求めることとし、報告を求める事業を決定して委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎福井輝夫委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は、委員長において中村委員、上村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る9月14日及び9月23日の本会議におきまして教育民生委員会に審査付託を受けました7件、及び「令和2年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」であります。案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【議案第83号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）（教育民生委員会関係分）】

◎福井輝夫委員長

それでは、「議案第83号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、教育民

生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の 12 ページをお開きください。款 3 民生費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、款 3 民生費の審査を終わります。

次に、16 ページをお開きください。款 11 教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

中村委員。

○中村功委員

おはようございます。ここでちょっと成人式開催事業について、今回、概要書では 3 部制ということで、108 万 7,000 円増加して、当初からの金額に合わせて 230 万円ほどの予算になっておられると思いますが、その内容について、3 部制の内容についてですね、少し詳しくお伺いしたいと思います。

◎福井輝夫委員長

社会教育課長。

●山口社会教育課長

内容でございますけども、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、消耗品としまして消毒液、あとマスク、フェイスシールドなどのほか、委託料としまして舞台の演出業務、あと警備業務、あと会場の消毒業務、それと報償費としまして手話通訳の方、それと着付け直しの方をお願いしておりますので、その分の謝礼の増ということでございます。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

はい、ありがとうございます。そういう体制で費用が増額すると、こういうことなんです、その 3 部制ということについてももう少し詳しく、どのような割り方をするのか、ちょっとその辺だけお伺いしたいと思います。

◎福井輝夫委員長

社会教育課長。

●山口社会教育課長

はい、3 密を避けるためにですね、式典を 3 回に分けて実施するものでございまして、人と人の距離を取るということ、それと式典の入替え時には換気でありますとか、あと

消毒を実施するということの対策を考えております。

3部につきましては、各中学校単位で三つのブロックに分けて開催しようかなと思ってます。1回で450人ぐらいの定員で、3回やらさせていただくという形を考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

450人ずつですか、3回ということで、3校ないし4校ぐらいで決められてやると。例えば、2時間おきに1時からとか3時、5時って、こういう単位になるんでしょうか。その辺を詳しくちょっと教えていただけますか。

◎福井輝夫委員長

社会教育課長。

●山口社会教育課長

はい、時間帯について、まだ詳細については今後、新成人の集い実行委員会というのがございますので、そこで決定するということになりますけれども、昨年から午後開催ということで、去年ですと1時から開催をいたしました。着付けの予約とかいろんなことがあるかと思えますので、なるべく時間については大幅な変更がないようには考えております。

最後ですね、冬場のことでありますので、3時半かそれぐらいには終了したいなというふうな感じで時間のほうは考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。3密を防ぐということで、この時期まだコロナもまだ終息には向いていないのかなという気がします。あらゆるところでですね、対策を講じられて、めでたいことですので、そこからまた発病があったということのないようにですね、極めて慎重にさせていただきたいなと思えます。マスクということですので、写真撮ったりですね、どうしてもマスク外すようなことも想定もされると思えますので、そこら辺注意喚起ですね、慎重にさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません、1点だけお聞かせをください。ちょっと簡単な話だけ教えてほしいんですけど、オンライン開催についてどんなふうにお考えですか。

◎福井輝夫委員長

社会教育課長。

●山口社会教育課長

オンラインにつきましては、今回の補正の中では考えておりませんが、今後の感染状況を見ながら、必要であればそういったことも検討していかないといけないのかなというふうに考えています。ただ、現段階においては3部制ということで、オンラインのところは今のところ考えておりません。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

1点これ、意見というか、実行委員の中で考えていただければいいかなと思うんですけど、今、全国でいろんな式典とか会議がですね、オンラインで開催をしているのは、一つはその感染防止というのが当然一つ。もう一つは、自分が感染をしたくないという立場になったときに、どうしても人が集まるところに寄りたくない。だから逆に言うと、みんなが参加できるようにオンラインで開催をしているというのが視点としてはあるので、実行委員会の皆さんは基本的に参加をされる前提の皆さんでお話してるものでそういうふうな形になってしまうかもしれませんけども、ぜひともその、例えば今回、帰省困難者というのが前回のときありましたけど、その人らも参加するためには、地元に戻って来てる人だけでやったらという話ではないので、どうしても帰って来れない人のためにどうするかとか、オンラインっていうのは何ですかっていうのをぜひせっかくなので検討していただければなど。より参加が増えるかもしれないとか式典を見ることが出来る人が増えるかもしれないとか、後日見たらいいとまでは言いませんけども、そういう何かこう、どっちかというとハートフルな視点でオンラインっていうのが何であるのかっていうのをぜひ考えていただければと思います。これ意見だけで結構です。

◎福井輝夫委員長

回答よろしいですか。

はい、他に御発言はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今、野崎委員からオンラインの話が出たんですけども、その点で実行委員会等でです

ね、最近Y o u T u b eのライブ放送というのが結構、流行というかですね、いろんなスポーツ大会、先日の通信の中学校の大会なんかでもライブ中継をしていただいて、たくさんの方が見ていただいたと聞いております。ぜひそういったことも考える必要があるのではないかと思います、実行委員会でそういう話が出てませんか。

◎福井輝夫委員長
社会教育課長。

●山口社会教育課長

はい、具体的な内容についてはこれからということですので、そのような話は今のところは出ておりません。ただ、検討の中でそういったことも検討はしたことはございますので、今後、実行委員会の子たちにもちよっと投げかけてみるといいますか、提案してみても、というふうには考えております。

◎福井輝夫委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。大きな費用がかかるとかそんなことはそれほどないのではないかと思いますので、ぜひその辺検討していただけたらと思います。終わります。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長
他に御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようでありますので、款 11 教育費の審査を終わります。

以上で議案第 83 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 83 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 84 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）】

◎福井輝夫委員長

次に、「議案第 84 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

補正予算書の 21 ページをお開きください。21 ページから 31 ページです。本件については一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 84 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 84 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 85 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）】

◎福井輝夫委員長

次に、「議案第 85 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

補正予算書の 33 ページをお開きください。33 ページから 43 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 85 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 85 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 86 号 伊勢市児童発達支援センター条例の制定について】

◎福井輝夫委員長

次に、条例等議案書の 1 ページをお開きください。1 ページから 9 ページの「議案第 86 号 伊勢市児童発達支援センター条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 86 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 86 号 伊勢市児童発達支援センター条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 87 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、10 ページをお開きください。10 ページから 15 ページの「議案第 87 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 87 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 87 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 89 号 小中学校教育用タブレット端末の取得について】

◎福井輝夫委員長

次に、21 ページをお開きください。21 ページから 23 ページの「議案第 89 号 小中学校教育用タブレット端末の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

はい、北村委員。

○北村勝委員

おはようございます。すみません、小中学校教育用タブレット端末の取得について、少し確認を込めてお聞かせ願いたいと思います。

今回ですね、8,500 台導入して、生徒一人一台ずつということで、そういった行き渡るような形で進めていただくということでございます。この 23 ページでですね、納品場所について、「進修小学校外 32 校及び伊勢市教育研究所」とありますが、実際ですね、昨年 1 月に既に 5 年生が当時、入れられてということになるわけですが、生徒と研究所のそれぞれの台数ですね、その内訳について教えていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

はい、台数につきましては、先ほど委員もおっしゃっていただいたように、既に導入済みの 1 学年分の児童数とクラス数を引いた数となっております。児童生徒分が 8,135 台、教員分が 365 台、教育研究所分が予備も含めて 4 台となっております。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。分かりました。

それでですね、議案書で少し次にお聞かせいただきたいのは、この買入先がですね、サイバーウェイブジャパンということで、契約の方法が随意契約となっております。説明会では数社来たというふうにはお伺いしたんですけども、この随意契約でですね、23 ページの理由が「性質又は目的が競争入札に適しないため」、というふうに記載していただいているんですけども、少しちょっと私も分かりにくいので、もう一度ですね、ちょっと少し分かりやすく随意契約に至った理由だけ教えていただけないでしょうか。

◎福井輝夫委員長
教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

はい、端末の調達に当たりましては、入札になりました金額だけでの評価ということになりますので、金額だけではなく端末の操作性や利便性、それから児童・生徒が使う端末と先生が使う端末の連動性であったり保守の体制など、総合的に判断して導入業者を選定するほうがよりよい機器が導入できるというふうに考えまして、企画提案、いわゆるプロポーザル方式を採用していただきました。その審査会におきまして契約候補者を決定し、その決定した事業者と随意契約を結ぶという形になったため、このような形の随意契約ということになりました。以上です。

◎福井輝夫委員長
北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。よく分かりました。それでその納入の期間ですが、最終に至るまでが令和3年3月31日という期限を設けてもらってあります。そういった事情の中でプロポーザルなんかも一つ要素があるかも分かりませんが、昨今ですね、なかなか全国的にタブレットの発注が多いということで、私も数が揃うんかなという心配の中で、そういった声も聞かれますので、納入期限までに心配、大丈夫なのかと懸念するわけですが、そこら辺も確認してもらってますか。大丈夫でしょうか。

◎福井輝夫委員長
教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

今回のプロポーザルにおきましては、納入期限までに必要数量を納入可能な事業者さんが参加していただいているということになりますので、納入期限までの納入は大丈夫であるというふうに認識をしております。以上です。

◎福井輝夫委員長
北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。それから今回導入される生徒用ですよね、そういった部分では導入に際してソフトウェアとかネットワーク環境等も必要かなということで、3月31日に入るという予定で、そういったことを考えると、そういったソフトウェアとネットワークの件である程度必要な部分をどう整備されるのかという予定をお聞かせ願いたいと

思います。

◎福井輝夫委員長
教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

まず、ソフトウェアにつきましては、今回行いましたプロポーザルの中で、学習支援ソフトとドリル学習ソフトを選定しておりまして、別途契約をさせていただき予定となっております。ネットワークにつきましては、8月から各校のネットワークの配線作業を行っておりまして、年度内には終了する予定となっております。

◎福井輝夫委員長
北村委員。

○北村勝委員

はい、年度内に終了ということで、そういった環境整備、よろしくお願いします。

それで、このタブレットの使用年限と、今回、買取りということで、まず使用年限が5年から7年ぐらいなんかなと思います、その保守についての考え方、この場合どうなんかなど。もし故障とか、そういった期間に保守をどうするかなということ、そういったところについて、少しどのように考えてるのかお教え願えないでしょうか。

◎福井輝夫委員長
教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

機器の保守、例えば先ほど言っておりました故障などの対応につきましては、初年度につきましてはメーカー保証がありますので、そちらのほうで対応させていただきます。2年目以降につきましては、修理料金が安価なものは修理対応、高額なものにつきましては、今後児童生徒数の減少が予想されておりますので、それにより余剰になった端末を代替機として充てていきたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長
北村委員。

○北村勝委員

はい、そういった故障、修理の対応がそういう形で進められるという形で少し理解させていただきます。ありがとうございます。

それで、教室にタブレットを入れてもらう中でですね、やはり保管の仕方というのが一つ気になります。そういった面でどのように保管されるか、また家へ持ち帰って使うという場合も含めてですね、そういった保管の仕方、持ち出しの場合も含めてですね、少し

考え方をお聞かせ願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

教室でのタブレット保管につきましては、今年度中に各教室に鍵付きの保管庫のほうを整備させていただく予定となっております。教室ではその保管庫で保管をするという形になります。持ち出しにつきましては教員の指示、指導の下に持ち出すものとしまして、自宅へ持ち帰る場合は児童・生徒、保護者の方が保管をしていただくということになります。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。もう最後になりますが、そういう形で保管をしていただいて、何らかの安心できる使う環境の整備をお願いしたいと思います。

最後ですみませんが、もう既に入っている中で、いろいろ検討をされてると思うんですけども、有害サイトへのアクセスですとかセキュリティ面、それから個人情報について保護をしていく必要があるのかなど。当然もう今、現在されてると思いますが、最後にその面の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

はい、有害サイトなどへのアクセス制限につきましては、別途フィルタリングサービスの契約をし、その対策を取ることとしております。また、端末には、ログインの際にはパスワード等かけるなどし、セキュリティを確保した運用に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

分かりました。そういった環境整備をしていただいてですね、一層使いやすい、そして充実した環境に整えるということは非常に喜ばしいことなので、期待したいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

はい、上村委員。

○上村和生委員

おはようございます。北村委員のほうからも公募型のプロポーザルのことについて少し話ありましたけれども、もう少しお聞かせをいただきたい部分がございますので、まず最初にそちらからさしていただきたいと思います。

選考に当たっては、6月の定例会のほうで私どもの宮崎議員のほうがですね、第3者委員会を設置していくのかというような質問をさせていただいて、答弁の中では第3者委員会を設置をしていくと、選考に当たってはしていくというような答弁がされたというふうに思っておりますけれども、第3者委員会については今回設置をされたのか、その辺まず最初にお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

この選定委員会につきましては、市役所以外、外部の委員さんによる選定委員会のほうを設置させていただきまして、伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会というものを設定しまして、そちらのほうで審査の方をさせていただきました。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。話を聞いていると今回のプロポーザルではですね、当初5社が名乗りを上げられたということでもありますけれども、実際に参加されたのは1社というふうにも聞かせていただいています。その辺の、なぜ4社が辞退されたのか、その辺の理由をお聞かせをいただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

はい、今委員おっしゃられたように当初5社の申し込みがあったんですが、4社が辞退され、1社の審査ということにはなりました。辞退の理由につきましては、まず一つが8,500台の初期設定であったり5年間の保守業務をするに当たり、人力的に対応が難しかったというのがありました。ほかには納期が厳しかった、他の市町と比較して優先順位が

低くなったため辞退した。それから、提案を予定していたOSが伊勢市が先行導入している端末のOSと異なっていたため、異なるOSが入ると学校側の負担にもなるということで辞退をした。もう一つにつきましては、提案予定の機種が伊勢市の仕様にならなかったというような辞退理由を聞かせていただいております。以上です。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。いろいろと理由はあるんかと思いますが、分かりました。とはいうもののですね、今回1社のみ参加ということになったらですね、なかなか、ほかとより良いものということではですね、比較をすることはできなかったというふうに思います。その辺についてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

確かに元々の目的としましては、いろいろなものを見比べてということでは考えておったんですが、仮に1社になっても提案内容が優れていれば問題ないであろうというふうに考えまして、本プロポーザルの実施要領で提案者が1社のみ場合は、提案評価点と価格評価点の合計が600点以上で契約候補者とするというふうに定めておりますので、予定どおり審査のほうを行い、決定をさせていただきました。以上です。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。まあ一応、点数付けも600点以上ということで、その基準にはクリアしとったということで御理解させていただきます。

で、ですね、そのほかにはですね、少し運用のことっていうか、今回のこの整備の中でもう少しお聞かせをください。令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告書で、遠隔授業については家庭のネットワーク環境等の格差が課題とされております。今回、全小中学生に貸与されるわけでありますから、その辺の部分についてWi-Fiを使っていくというような、ポケットWi-Fiですか、そんなんを使っていくというようなことも前、聞かさせていただきましたけれども、その部分についてはこの今回の購入の中に入っておるんですか。その辺含めてお聞きかせください。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

家庭での使用という部分につきましては、家庭にW i - F iがある御家庭はそちらのほうを利用していただきたいというふうに考えております。ない御家庭につきましては、別途ポケットW i - F iのほうを調達して貸し出すということを考えておまして、今回のこの購入の中にはそのポケットW i - F iの部分については含まれてはおりません。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。今回のには入ってないと、また別途考えていくということだと分かりました。

その他にですね、今年度、小学校5年生への貸与がされて、I C Tアドバイザーが1名、それから支援員4名が配置されたことで、この報告書の中でも評価いただいとるというふうに思いますけれども、次年度以降については、先ほども言わせていただいたとおり小中学校全員ということになります。同じ体制で不安も持つところがございますけれども、今回のこの取得の中です、例えばメーカーさんのほうに来ていただいて教育をしていただくというようなこともあるのかなと、僕は個人的には思うわけなんですけど、そんなようなこともこの中には含まれるんですか。それとも、また別途考えられておるんですか。それとも、今のところ考えてないのか、その辺含めてお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

今回のこの購入の中には、導入前の研修というものが含まれております。また、別途契約します保守の中での問い合わせのサポートであったりといったことも別途契約をしてやっていくというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。ぜひともやっていただかへんとですね、皆さん大変なことを聞いてくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、教育進めていって、いろんな講習等をやってどんどん進めていただきたいわけなんですけれども、今の段階では、やっぱりタブレットの一斉導入ということでは先生たちの技量に任せる部分が大きいのかなと思ひますし、学校間であったりとか学級間での格差等も考えられるのかなというふうに思ひておひます。その辺の対策について

今の段階で考えがあるんでしたら教えてください。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

先生方のサポートにつきましては、研修会のほか、先ほども委員おっしゃっていただきましたICT支援員を学校に派遣して、授業の準備や授業のサポート、活用方法などの研修というものを行っております。また、各校に1名、情報教育推進委員というものを置いておまして、校内でのサポート体制というものを取っております。以上です。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

来年度以降は、ですので一体そういう支援員なり何なりというのがどのような配置になるのか、それで、その支援員で今のところ行けるというふうに判断されとるのか、その辺の部分ちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

確かに今後、全員に入るということになると、恐らく学校からのICT支援員の派遣要請というものも増えてくるというふうに考えております。現時点ではこの人数でできるだけ対応というふうには考えておるんですが、増員といったようなことも、予算の面もありますのであれですが、検討していきたいというふうには考えております。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

やっていく中でもいろんなこと起こってくると思いますんで、その時々でのまた判断もいただきたいなというふうに思います。

最後にしますけども、今回導入される端末のOSについては、今回は何を導入されるんですか、まず最初にお聞きします。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

OSにつきましてはi P a d OS、本体につきましてはi P a dが入る予定となっております。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

三重県の高校のほうはG o o g l e C h r o m eというふうに聞いとるわけなんですけれども、小中学校と高校で違うということではですね、その対応を今後、子供たちが成長して行って高校へ行ったときにその辺の心配っていうか、その辺も含めてどのように考えられとんのか、この機種を選択した内容、どうしてこれにしたのかというその辺も含めてお聞かせをください。

◎福井輝夫委員長

教育研究所副参事。

●村井教育研究所副参事

OSにつきましては、こちらのこのプロポーザルの仕様では指定しない、W i n d o w sでもi P a dでもC h r o m eでも、ということでさせていただきまして、提案いただいたのがi P a d OSというのはあるんですが、まあ、高校に入ってC h r o m e b o o kというふうになったとしましても、今、学校での使い方を見ていますと、子供たちが例えば、W i n d o w sも使ったり、i P a dも使ったりということで、複数の機種を使うことに関してはそんなにストレスなくというか、違和感なく使ってもらってるのかなということもありますので、その辺りは、最初は少し戸惑うところがあるかもしれませんが、すぐに慣れていっていただけるのかなというふうには考えております。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。御理解さしていただきます。分かりました。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第89号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 89 号 小中学校教育用タブレット端末の取得について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【令和 2 年請願第 1 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願】

◎福井輝夫委員長

次に、「令和 2 年請願第 1 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

あの、請願提出者、いらっしゃるんですが、質問させていただいてよろしいですか。

◎福井輝夫委員長

結構です。委員外の議員であっても必要と認めるときは発言できますので、結構です。

○野崎隆太委員

よろしいですか。請願の代表の提出者の方がお見えですので、数点だけ。もちろん提出者の御本人ではないので、紹介議員ということなので、分かり得る範囲で構いませんので、もし回答をいただければと思いますので、ちょっと幾つか教えてください。

◎福井輝夫委員長

ちょっとお待ちください。こちらのほうに来ていただくようにしますので。

○野崎隆太委員

分かりました。

◎福井輝夫委員長

ちょっと休憩します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

○野崎隆太委員

はい、それではちょっと幾つかだけお聞かせをください。まず一つ目ですね、ちょっと文章のことで教えていただきたいんですけども、請願の理由のところのですね、大項目の2番、上から9行目、この辺りのところに、伊勢市の児童生徒数というところから始まって、一番最後に「1クラス30人以上の学級・学校があるのが現状」という形で少し記載があるんですけども、これ一番最後のしまいは教職員定数の改善というふうにはなっていないんですけども、全体としてですね、この30人以上の学級というのを全国から全てなくして30人未満という方向に求めていくというのが、これは趣旨なのかをちょっとお聞かせをいただければと思います。

○宮崎誠議員

では、御説明をさせていただければと思っております。今回の趣旨といたしましては、OECD加盟国という形で記載をさせていただいておりますが、その加盟国と比較しますと、日本国、我が国ですね、30人以上っていうところが多かったりとかですね、実際に地方によって、そして伊勢市内においてもですね、実際には30人以上いるところといないところとあるかと思われま。そこを平準化していく、そういった意図で、今現状ですね、30人以上の学級を減らすというか、その現状に対してですね、対応できる多種多様なですね、お子さんもたくさんいらっしゃるということで、教育現場の業務量、増加しているということに対してですね、適切な教育ができる、そういった形での人数体制ができればという形で書かせていただいております。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

すみません、直接私は紹介議員でありますけれども、一員でありますけれども、この30人学級を目指しとるんかどうかということになりますけれども、2011年の4月に義務標準法が改正になって、そのときには小学校1年生から中学校3年生までの教職員定数じゃなくて、学級の人数ということが示されて、何年計画でやっていこうということで計画を文部科学省が出しましたけれども、そのときに法改正で、2011年の4月には小学校1年生が35人以下学級ということが実現したんです、法的な改正があつて。2012年については法改正の引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。

そのことがあるんですけども、それ以降、新たなこの教職員改善計画というのがですね、実行されてないし、また新たなものも出されてないということで、その中にはちょっと人数まで詳しく、35人やったと思うんですよ、中学生やったら。ですんで、すべての学級を30人以下にしてというようなことではないというふうに私は理解してまんですけども、

部分的には小さいとこ、小学生なんかは30人以下っていうのも、思いはあると思うんですけども、とにかくその改善計画を進めてくれということでありまして、そういうことで、これはあくまでも30人以上の学級、学校があるのが現状ですというのは、そのことで記載をさせていただいておると、比較をさせていただくとということ御理解いただければというふうに思います。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう一点、裏面、反対側のさっきのところですね、一番上からの段ですけども、教育の課題は複雑化・多様化しており、学校現場の業務量は増加していると、学校における働き方改革が叫ばれる中っていう形で、これは最終的には財政措置が急務だという話なんですけども。

もちろんP T Aの皆さんが学校と向き合ってますね、そのことによって解決をされているということは、たくさんあることは承知をしております。その上での話なんですけれども、例えばそのP T Aなんかであれば、先生たちからすれば、私は正直みなし業務の扱いをするような問題だと思っております。というのも、入りたくないわと言って入らなくて済むような状況には今のところ僕はないかなと思っておりますので、先生方が入ってはいるんですけども、ただ、実際は業務ではないので、そこは給料が例えば発生する話ではない。でも、先生は先生をしてなければそのP T Aに入らなくて済むので、そういった意味では非常にこう制度上の間というか、少しふわっとしたような状況に組織としてはあるのかなと思っております。

これは僕は当然この請願提出者がどうしろという話ではないんですけども、ただ、本来的にこれ民間で考えればですけども、先生の終業後の時間におんぶにだっこになっている状況というのがあるので、これは国が改善するのか、それとも県の教育委員会か市の教育委員会、どこが改善するのかは別としても、勤務時間中の組合活動ができないのと同じように、事務時間中のP T A活動ってのが恐らくできない状況になっているので、ただ、みなし業務として考えるのがあれば、先生たちに時間外の業務を強いている状況が僕はあるのかなというふうに感じているところもあります。もちろん先ほども言ったとおりP T Aのおかげで学校の業務が円滑に遂行してる部分は当然あるので、その部分は認めるわけですけども。その辺りこの働き方改革という中で、このP T Aと先生の立ち位置というのはどんなふうにか、このお話っていうのを聞かれましたでしょうか。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

特にお聞きをしてないんで、ちょっとそのことについては、なかなか回答もしづらいと思いますんで申し訳ないです。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、了解をいたしました。

最後にもう一点だけお聞かせください。4番の義務教育国庫負担制度のお話でございます。これは私、議会の中でたびたび申し上げておるところでございますけども、平成17年度やったかな、2005年に地方6団体が、もうこれ10数年前になるので、その議論を生かしておくかどうかというのはちょっと一考の余地は僕はあるとは思っておりますけども、地方6団体は、全国知事会、議長会、それから同じく市長会、町村会、議長会ですね、これが三位一体の改革の中でこの義務教育費国庫負担制度というのは一般財源化をしていただきたいと。そのことによって、各市町、地域、自治体独自の、例えば特色ある教育ができるであるとか教職員の、これも特色の一部ですけど、加配措置に関してもより柔軟性が生まれて効率的な行政が行われるとか、あとは議論の中では、国がずっと財源を持つてることによって国と地方の上下関係が生まれてしまうからそれを解消していただきたいというのが、そういった要望が出てきてですね、結論としては6団体としては一般財源化というのは進めていただきたい、この義務教育費国庫負担制度を廃止していただきたいというような結論であったと思うんですけども。そのことについて、もし今お考え、御意見、これは請願の提出者としてではなくて紹介者の意見としてで構いませんので、もし御意見がありましたらお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

宮崎議員。

○宮崎誠議員

すみません、私だけの意見になるかもしれませんが、実際、先ほどおっしゃっていただいたようにですね、平成17年の話ということもありまして、もう15年ですかね、経過しているということもあります。そこから進んでいないという現状があるということは私自身もですね、必要な部分、確かにあるかとは思っております。その中でも、私が考える中ではですね、やはりあの、財政的に市町の関係性上ですね、財政力があるところとなるところと、そういったところも懸念材料ではあったのではないかなと考えております。

その中でもですね、やはり教育義務の根幹である無償制であったりとかですね、教育の機会均等だったり、教育水準の維持向上、これについてやっぱり国として補償をしていく、こういったことが重要課題だと感じておりますので、そういったことについて一定の御意見だと思っておりますけれども、やはりあの受けられるべき教育をですね、いかに一定の水準を保てるかということが課題になってるかと思いますので、その点は御理解いただければと思っております。以上です。

○野崎隆太委員

分かりました。結構です。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか、他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

それでは、討論に参加をさせていただきます。先ほど、少し御質問させていただき、紹介者からも丁寧な御回答をいただいたわけでございますけども、その点に関しては大変ありがたく思っておりますし、皆様の考えは理解をさせていただいたつもりはございます。しかしながら、私は当時の三位一体の改革の中で、地方6団体の議論をされたことを尊重していき、国と地方の関係をより地方と国が対等に近いような形になるように各地域、それぞれ全国いろんな状況はあるにせよ、特色のある、もしくは新しいことも含めてですね、いろんな挑戦ができる、そんなところに思いを馳せているところもでございます。

そういった理由からですね、この義務教育費の国庫負担制度というのを、私は一般財源化を進めていくべきだというふうに認識をしておりますので、そういった理由からこの点について、この請願について反対をさせていただければと思います。以上です。

◎福井輝夫委員長

他に、この討論について、発言される方はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に討論についての御発言がないようですので、以上で討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開いたします。

お諮りいたします。「令和2年請願第1号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎福井輝夫委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数であります。よって、「令和2年請願第1号」は採択すべしと決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

それでは、ただいま採択すべしと決定いたしました、「請願第1号、子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については、意見書の提出を求めたものであり、本請願が本会議で採択されました場合には、請願に係る意見書の提出が必要となってまいりますので、意見書案について御審査願います。

なお、本会議で請願が採択された場合、意見書案は委員会名または賛成者の連名で提出いたします。委員長におきまして文案を用意しておりますので、書記に配付させます。

それでは、意見書案精読のため10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

【子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）】

◎福井輝夫委員長

それでは、休憩を解き、再開いたします。

それでは、「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」を御審査願います。

御発言はありませんか。

はい、中村委員。

○中村功委員

ただ今、この意見書案を見せていただきますと、先ほども話題というか御意見があったようにですね、2番目の伊勢市の現状が30人を下回っておるにもかかわらず、伊勢市の市議会として、ここへ記入されるんはちょっと文章的に何か違和感を感じますので、この部分はあまり触れずにですね、教職員定数の改善計画の拡充を望むと、こういうことがいいのかなどというふうに感じますので、委員長、副委員長におかれましてはですね、再度検討していただくようお願いしたいと思います。以上です。

◎福井輝夫委員長

この案についてでも結構ですし、ほかの部分についてでも御意見ございましたらよろしく願います。今、中村委員の提案されたことについては、場合によってはここを消したほうがいいんじゃないかということがございます。その辺についてはいかがでしょう。はい、北村委員。

○北村勝委員

そのほうがいいのかと思います。これがあると伊勢の現状について、ちょっと違うような形の話になるのかなと思うんで、私も同感です。

◎福井輝夫委員長

ほかの方も消すということで御異議ないですか。
上村委員。

○上村和生委員

中村委員が言われるのは、伊勢市の児童生徒から5段、「中学校の平均生徒数は上回っている。」まで取ったれということによろしいでしょうか。取ったったらどうでしょうかということですよ。

◎福井輝夫委員長

はい、中村委員。

○中村功委員

取ったれとか、具体的に文章どうのこうのっていうのではなく、そこら辺がこの請願書を受けて書いておるので、請願書そのものは特にどうのこうのと言えないけども、市議会として出すのであればその部分について、下回っている部分について文章をつなげるのは違和感があるのでいかがでしょうか。除けというか、余り触れないようにしたほうが文章として通るのかな、意見として通るのかなと、そのような感じがしましたもんで、内容についてはお任せするというので、はい。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。どこまでというあれはないということなんですけども、ですんでこの、伊勢市のというところから5段ということで、伊勢市の現状書いていただいとるところをごっそり、ということによろしいんじゃないかなと私は思います。

◎福井輝夫委員長

ですね、その部分だけ書かんということ。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

休憩取ってもらっていいですか。

◎福井輝夫委員長

休憩ですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時57分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

今、中村委員からのほうも伊勢市の現状の生徒数、その辺も加味して5行ほど消してはどうかという発言がございました。伊勢市として、もし人数は少ないというものの、まだまだ全国的に見てやはり増えているところもある、そういうのをやはり危惧しながら伊勢市としても検証したいというふうな考え方をすれば、伊勢市としては満足、人数的には別に問題はないけれども、やはりこういう全体的なものについて、やはりこういう人数の再編部分を少なくするということについてを大きく声を上げてきたいというふうな言い方をみればですね、ここもあってもいいのかなというふうな御意見もございますので、このまま削除せずに意見書案として出すということにしてはどうかということでございますが、それについていかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。それでは、この意見書案のとおりということにさせていただきます。それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開します。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」は、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎福井輝夫委員長

起立多数でありますので、意見書案は決定いたしました。

次に、「令和2年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。本件については、9月1日の教育民生委員協議会におきまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。本年度はお手元にお配りした資料に記載の6事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、お諮りいたします。当局から報告を受ける6事業については、再犯防止推進事業、障害者計画策定事業、放課後児童対策事業、学校水泳民間プール施設活用事業、ICT活用実証研究事業、認知症施策事業と決定し、また本件については閉会中の継続調査事項として申し出ることに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時1分

上記署名する。

令和2年10月7日

委員長

委員

委員